

個人住民税業務に関する中間標準レイアウト仕様を利活用する場合の留意事項を以下に示す。

【仕様の定義対象について】

(1) 中間標準レイアウト仕様として定義しているもの

- 納税義務者情報(1月1日賦課期日データ)、課税台帳データ、扶養情報、年金特徴情報、公的年金支払状況情報、納税義務者共通関連情報
- 地方税法第17条の5第2項により更正が可能な期間を考慮して、5年分の移行を標準とする。

(2) 中間標準レイアウト仕様として定義していないもの

- 上記5年分の移行対象期間を過ぎたデータ(保存期間を過ぎ、移行先システムでは必要ないため)
- 給報・申告書等の課税資料データ(テキストデータ、イメージデータのため、必要であれば、別ファイルで移行する。)

【データ移行の留意事項】

- 移行対象年数については、実際には、市町村が条例等で定めた保存期間が5年以上であるケースもあるため、移行元システム、移行先システム、団体の3者で調整が必要となる。
- 普徴過年度随時データ(賦課年度と相当年度が異なる)は、台帳履歴番号を用いて複数レコードにして移行する。